

① コロナ患者／医療資源を都道府県の垣根を越えて広域的に調整するべきではないか、回答してください。

(答)

- 新型コロナウイルスへの医療提供体制の整備については、国が昨年11月に取りまとめた「全体像」等の方針に基づき、各都道府県において、入院が必要な者を確実に入院につなげる体制を構築してきたところです。
- この体制の構築に当たっては、厚生労働省においても各都道府県が行う病床確保等に対する財政支援措置を講じているほか、例えば、東京都及び大阪府が臨時の医療施設を確保するために必要な医療従事者の確保を支援するなど、国と都道府県が連携して取組を進めてきました。
- また、各都道府県内で病床等の確保を最大限行っても、なお当該都道府県内で必要な方に必要な医療を提供することが困難な状況下において、搬送に伴う患者の身体への負担を考慮しつつ県外搬送が有効と都道府県が判断する場合には、国としても患者の広域搬送を含む「重症者治療搬送調整等支援事業」等による支援を実施しています。
- 引き続き、国と都道府県が連携して、医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

② 「入院の必要がある」と診断されながら受け入れ先が見つからず、100件以上も搬送を断られ、7月下旬に都内でなくなったご高齢の方の経緯、搬送されなかった原因、またこういった事案は今後発生しえないのか、について説明して下さい。

(答)

- 厚生労働省としては、コロナ新規感染者の急増に伴い、救急外来の受診が拡大し、また、救急車が医療機関に受け入れられるまでに時間を要する事例が増えていることも踏まえ、7月22日に都道府県等に対し、受診控えが起こらないよう配慮の上、例えば、無症状で念のための検査のためだけの救急外来受診を控えること、医療機関への受診を希望される患者については、厚生労働省等のホームページの情報を参照し、都道府県の電話相談等も活用いただくこと等について、周知を進めるよう要請しているところです。
- また、先般、日本感染症学会、日本救急医学会、日本プライマリ・ケア連合学会及び日本臨床救急医学会の4学会から、限りある医療資源を有効活用するため、医療機関の受診及び救急車の利用に関して、症状の程度等に応じた行動のお願いを記した声明が公表されました。
限りある医療資源を有効活用し、救急医療や医療機関を受診する必要性の高い人が速やかに利用できるように、国民の協力をお願いする趣旨から、厚生労働省から、都道府県等が地域住民に先ほど申し上げた周知を行う際の参考とするよう、連絡しました。
- 更に、救急対応を行う医療機関の負荷を軽減するため、発熱外来の混雑の緩和を行いつつ有症状者が必要な健康観察を受けられるよう、発熱外来の受診に代えて検査キットによる検査を受けられる体制の整備などに取り組んでいます。
- 引き続き、こうした取り組みを通じて、救急外来のひっ迫回避に向けて対応していきます。

③ 濃厚接触者の短縮の条件に検査での陰性確認があるが、実際には検査がひっ迫しており困難となっている。検査のひっ迫状況が解消されない限りは一時停止すべきではないか、回答してください。

(回答)

- 濃厚接触者の待機期間については、7月22日に、感染拡大を防止しながら、社会経済活動を維持する観点から、感染状況や科学的知見等を踏まえ、7日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行っていただくことを前提として、
 - 原則5日間待機で6日目に解除
 - 社会機能維持者の方に関わらず、2日にわたる検査を組み合わせることで、3日目に解除という取扱いに変更することとした。

- 2日、3日目の検査は抗原定性検査キットによる検査であるが、薬局で抗原定性検査キットが入手しやすくなるよう、大手卸において、メーカー在庫が多くある製品を重点的に入手して在庫量を増やししながら、製品が円滑に流通するよう、国が調整支援を行うこととしたところ。

- 社会機能を維持する観点からも、検査を組み合わせた早期の待機期間の解除は重要と考えており、引き続き、検査キットの流通状況をしっかりとモニタリングしながら、円滑に検査キットを入手できる環境整備に取り組んでまいりたい。

要請事項④

8日（月）のワクチン分科会で、もし、『保育士等のエッセンシャルワーカーへの4回目接種の対象拡大』が決定されたら、大臣通知は、最速で当日に発出され、当日から保育士等に4回目接種が可能になるのか。

（答）

- 一般的には、接種対象者の変更にあたっては、厚生科学審議会において了承された後、大臣指示通知を改正し、その後接種が可能となるものです。

要請事項⑤

全国の自治体や保育現場が首を長くして、保育士の4回目接種の解禁を待っているため、前回、7月22日のワクチン分科会と同様に、事前に自治体に『最速、8日（月）から保育士等の4回目接種が可能になる可能性がある』と通知を出すべきではないか。もし、すでに、このような通知を出したなら、提出してください。

（答）

- 回答書作成時点では、通知を発出しているという事実はありませんが、8月8日（月）の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会での御議論を踏まえ、適切に対応してまいります。

要請事項⑥

保育士のみならず、多くのエッセンシャルワーカーについて、自治体の判断により、4回目接種を認めるべきではないか。

（答）

- 8月8日（月）の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会での御議論を踏まえ、適切に対応してまいります。

要請事項⑦

JAMAによる4回目接種が感染予防にも有効というイスラエルの最新研究について、厚生労働省としての見解を説明してください。

(答)

- ご指摘の研究報告について承知しております。引き続き、最新の知見を注視してまいります。

② 「行動制限は求めない」というキャッチーなフレーズが独り歩きし、安全宣言のメッセージと受け取られ、感染抑制に歯止めがかからない状況となっている。医療崩壊を防ぐためにも、事業者や生活困窮者への経済的支援を行うことを前提として行動制限を含めた強い感染抑制策について検討すること。特に、高齢者への感染拡大を招きかねないお盆の帰省のあり方について政府の考え方を早急に示し、周知すること。

(答)

1. BA5系統による感染が急速に拡大し、医療の負荷が高まっている地域も見られる。
一方で新たな行動制限は影響が大きく、社会経済的な損失と得られる効果のバランスを失することも懸念される。
2. こうした中で、現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応については、7月15日に新型コロナウイルス感染症対策本部で決定した「BA5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」に基づき、新たな行動制限を行うのではなく、社会経済活動をできる限り維持しながら、保健医療体制の確保に万全を期すとともに、重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置いて、ワクチン接種の更なる促進、検査の活用や効果的な換気などのメリハリのある感染対策に取り組むこととしている。
3. さらに、政府としては、現在BA5系統による感染が急増し、医療の負荷が高まる地域も見られる状況を踏まえて、改めて、個々人の基本的感染対策と、事業者の感染リスクを引き下げる適切な対策の徹底を行いながら、できる限りの社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避を両立できるよう、取り組んでいくことが必要と考えている。
4. そのため、7月29日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、都道府県が「BA5対策強化宣言」を行い、国が都道府県の対策を支援する枠組みを設け、併せてBA5対策としての取組例を示している。
5. なお、お盆の帰省については、高齢者を守り感染拡大を防止する観点から、
 - ・ 帰省前及び帰省先から戻った際に検査を受けていただくこと
 - ・ 特に3回目未接種の方は、3回目接種を受けていただくとともに、積極的に検査を受けていただくことについて呼びかけを行っている。

④ 検査を希望する者がすぐに検査を受けられるよう、検査試薬及び検査キットの供給体制の迅速な強化・無料配布、無料PCR等検査の拡充を行うこと。発熱外来の負担を軽減するため、抗原検査キットの配布を発熱外来以外で行うとともに自治体による検査センターの設置を進めること。抗原検査キットについて、無症状者に使えないことや感度が低いこと、陰性＝安全ではないことについての周知・啓発を図ること。

(答)

1. 現在、全国約1万3千カ所の拠点で無料検査を受けていただけるほか、8月5日から18日のお盆期間中は、主要な駅や空港等の117の臨時の無料検査拠点（駅77拠点、空港38拠点、高速道路等2拠点 ※8/5時点）でも検査を受けられるよう整備を行ったところ。

文書回答①

1. 日々過去最多の新規感染者数を記録しており、医療ひっ迫や介護・保育従事者・公共交通機関運転士不足などの社会的混乱が起これかねないことから、第7波の感染状況を注視・警戒し、先手の対策を講じること。特に、免疫逃避も指摘され、感染力も強いと言われていた BA.5 系統及び新たに確認されたオミクロン株の新変異ウイルス BA.2.75(ケンタウロス) の特性に応じた対策を的確に講じること。

(答)

7月15日には、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、「BA.5 系統への置き換えを見据えた感染拡大への対応」をとりまとめ、7月22日には、厚生労働大臣から、BA.5 系統への置き換えが進む中で、感染が急拡大している状況を踏まえて感染が急拡大している状況を踏まえて、社会経済活動をできる限り維持しながら、重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置いた対策を確実に実施していくため、追加的取り組みをお示ししたところです。

また、7月29日には、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、社会経済活動を維持しながら、感染拡大に対応する都道府県への支援と、病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応をとりまとめております。

さらに、8月4日に、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、オミクロン株の BA.5 系統への置き換えを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の更なる負担軽減への対応をとりまとめております。

引き続き国内外の、専門家の意見も聞きながら、知見を収集し、必要な対応を行ってまいります。

要望事項

③ 東京で末期がんの高齢者が自宅で感染し、救急搬送を依頼したところ、病院を100件確認したにもかかわらず搬送先が見つからず、そのまま自宅で亡くなる事案が起こっている。岸田総理の掲げた「医療難民ゼロ」は第7波でも達成できなかった。なぜ、このような事案が起こったのか、原因・課題を明らかにするとともに、至急対策を講じること。

(答)

- 厚生労働省としては、コロナ新規感染者の急増に伴い、救急外来の受診が拡大し、また、救急車が医療機関に受け入れられるまでに時間を要する事例が増えていることも踏まえ、7月22日に都道府県等に対し、受診控えが起こらないよう配慮の上、例えば、無症状で念のための検査のためだけの救急外来受診を控えること、医療機関への受診を希望される患者については、厚生労働省等のホームページの情報を参照し、都道府県の電話相談等も活用いただくこと等について、周知を進めるよう要請しているところです。
- また、先般、日本感染症学会、日本救急医学会、日本プライマリ・ケア連合学会及び日本臨床救急医学会の4学会から、限りある医療資源を有効活用するため、医療機関の受診及び救急車の利用に関して、症状の程度等に応じた行動のお願いを記した声明が公表されました。
限りある医療資源を有効活用し、救急医療や医療機関を受診する必要性の高い人が速やかに利用できるように、国民の協力をお願いする趣旨から、厚生労働省から、都道府県等が地域住民に先ほど申し上げた周知を行う際の参考とするよう、連絡しました。
- 更に、救急対応を行う医療機関の負荷を軽減するため、発熱外来の混雑の緩和を行いつつ有症状者が必要な健康観察を受けられるよう、発熱外来の受診に代えて検査キットによる検査を受けられる体制の整備などに取り組んでいます。
- 引き続き、こうした取り組みを通じて、救急外来のひっ迫回避に向けて対応していきます。

文書回答④

4. 検査を希望する者がすぐに検査を受けられるよう、検査試薬及び検査キットの供給体制の迅速な強化・無料配布、無料PCR等検査の拡充を行うこと。発熱外来の負担を軽減するため、抗原検査キットの配布を発熱外来以外とすることや自治体による検査センターの設置を進めること。抗原検査キットについて、無症状者に使えないことや感度が低いこと、陰性=安全ではないことについての周知・啓発を図ること。

(答)

PCR検査試薬については、メーカーに対して、需給状況を踏まえ必要に応じて適切に増産を行うよう要請しております。

また、抗原定性検査キットについて、大量発注の場合で特定の卸売業者が対応できない場合に、国が卸売業者に直接連絡し、調整する取組や特定の製造販売業者や特定の製品の使用に偏ることがないように、発注元に対して、納品可能な製品への発注に変更を促すことや製造販売業者に対し、不足している製品の増産要請を行う等の取組を行っております。

加えて、発熱外来のひっ迫を回避するため、抗原定性検査キットを配布し、発熱外来の受診に代えて、自ら検査した結果をもって、迅速に健康観察を受けられる「発熱外来自己検査体制」の整備を都道府県等に要請しております。また、検査キットの配布方法については、発熱外来以外でも、キット配布センターからの郵送や、薬局や公共施設での配布などの方法もお示ししており、地域の実情に応じた対応が可能となっております。

抗原定性検査キットについては、検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となる場合があるため、陰性の場合でも感染予防策の継続を徹底すること等が必要であること等を、留意点としてこれまでお示ししており、引き続き、適切に対応してまいります。

令和4年8月8日 立憲民主党新型コロナウイルス感染症対策本部

文書回答⑤

よりリスクのある人、重症になりつつある人に医療資源を有効に振り向けるため、自己検査陽性者でごく軽症や基礎疾患のない人等、重症化リスクの低い人については医療機関に直接受診せずともネット等で保健所に届け出る体制を構築し、迅速な感染者認定登録を行えるようにすること。

(答)

症状が軽く重症化リスクが低いと考えられる方に対して、抗原定性検査キットを配布し、発熱外来の受診に代えて、自ら検査した結果をもって、迅速に健康観察を受けられるよう、7月22日に「発熱外来自己検査体制」の整備を全国の都道府県等に要請したところであり、引き続き先行する自治体の好事例を周知するとともに、全都道府県での整備に向けて、取組を強く促してまいります。

令和4年8月8日 立憲民主党新型コロナウイルス感染症対策本部

文書回答⑥

6. 新型コロナウイルス感染症発生届の作成が負担となっていることから、発生届のさらなる簡素化を図ること。

(答)

8月4日に、都道府県等において体調悪化時等に連絡ができる健康フォローアップセンター等を開設し、連絡先を患者に伝える体制が構築されている場合において、重症化リスクの低い患者について、発生届の更なる簡素化を図ったところ。引き続き、医療機関及び保健所の業務負担の軽減に努めてまいります。

文書回答⑦

7. 発熱患者をより多くの医療機関で診察できるようにする、HER-SYS および My HER-SYS の使い勝手・アクセス状況を改善するなど、医療現場や保健所の負担軽減策を直ちに講ずること。

(答)

HER-SYS 及び My HER-SYS については、サーバーの処理能力の拡充等を進め、感染拡大時においても、My HER-SYS が十分な機能を発揮できるようにしていきます。

7月22日には、発生届と健康観察の高齢者等への重点化（発生届については、都道府県等において体調悪化時等に連絡ができる健康フォローアップセンター等を開設し、連絡先を患者に伝える体制が構築されている場合において、8月4日に項目を削減）、濃厚接触者の特定について、家庭内や医療機関、高齢者施設等に限定する取り扱いを保健所に周知するなど、医療機関及び保健所の業務負担の軽減に努めています。

要望事項

⑧. 医療現場の実態を把握するため、医師、看護師の欠勤率の調査を早急に実施するとともに、医療崩壊を防ぐ手立てを早急に検討し実行に移すこと。

(答)

- 医療従事者の欠勤については、アドバイザリーボードにおける専門家からの報告を通じて、沖縄県など医療体制への負荷等が特に厳しい状況となっている地域において、医療従事者が感染者、濃厚接触者となることにより生じ、現場の厳しさが増している状況があると承知しています。
- こうした状況を踏まえ、厚生労働省としても、その緊急の必要性等を踏まえ、関係する公的医療機関に要請し、看護人材の応援派遣に取り組むこととしています。
- また、医療提供体制を確保するため、医療従事者が家庭内感染等により濃厚接触者となった場合に、毎日の検査で陰性を確認している等の場合には、医療に従事できる取扱いを明らかにしています。
- なお、お求めの調査については、現下の感染状況下で、日々変動する医療従事者の欠勤状況を医療機関等に網羅的に求めることになると考えられ、厚生労働省としては、関係者の事務負担の観点から、慎重に検討する必要があると考えています。

令和4年8月8日 立憲民主党新型コロナウイルス感染症対策本部

文書回答⑨

車いすの方がホテル療養を拒否される事例が発生していることから、障がい者のホテル療養について、極力受け入れを行うよう、国として各自治体に指示を出すこと。

(答)

宿泊療養施設については、障害のある方も、無症状・軽症であるような場合には、合理的配慮を行った上で宿泊療養を行うことが可能となるよう予め準備・検討を行うことを、都道府県等に対して周知しており、引き続き関係機関において適切な配慮がなされるよう働きかけてまいります。

⑩ 希望する 60 歳未満の保育従事者をはじめとするエッセンシャル・ワーカーのワクチン 4 回目接種を急ぐこと。

(答)

- 8 月 8 日 (月) の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会での御議論を踏まえて、適切に対応してまいります。

⑪ 追加接種の年齢を引き下げた方が感染者、重傷者ともに大きく減ると予測される知見も出ていることから、4 回目接種に関する新たな知見を踏まえ、全ての希望者をワクチン 4 回目接種の対象化することについても早急に検討すること。

(答)

- 御指摘の研究報告について承知しております。引き続き、最新の知見を注視してまいります。

(健康局予防接種担当参事官室)

⑫ 接種率の低い若者等の3回目接種を加速するため、ワクチン接種の意義について丁寧にコミュニケーションを図るとともに、副反応が少ないノババックスのワクチンを活用すること。

(答)

- 若い世代の3回目接種を促進するために、「ワクチン推進強化月間」とし、積極的な広報が図られるよう政府全体で取り組んでおり、厚生労働省としても自治体に対し、更なる取組(※)を進めるよう依頼したところ。

※接種会場を訪れやすくするための取組、企業・大学等との連携、積極的な広報

- 武田社のノババックス・ワクチンについては、
 - ・ 特例臨時接種として1回目から3回目までの接種を行う場合に使用するワクチンとして位置付け、
 - ・ 1・2回目の接種に使用したワクチンの種類にかかわらず、3回目接種に使用できることとしている。

- ワクチン接種を判断するに当たり、引き続き有効性や安全性等の適切な情報を提供しながら、国民に行き渡るよう対応してまいりたい。

(健康局予防接種担当参事官室)

⑬ ワクチンの追加接種について、今秋以降にオミクロン株に対応した改良型で実施する方針が示されたことによって、いま3回目・4回目の接種を急ぐより、オミクロン対応の改良型ワクチンによる接種を待とうとの雰囲気が出ている。ワクチンに関する情報発信を整理し、明確に伝わるようにすること。

(答)

- 初回免疫（1・2回目接種）によるオミクロン株に対する感染予防効果や重症化予防効果は、時間とともに低下するが、3回目接種により回復することが確認されている。

- 特に若い方の3回目接種については、新型コロナウイルスに感染した場合、若い方であっても、重症化したり、長引く症状に苦しむ方もいらっしゃる、ご自身だけでなく、家族、友人、高齢者など、大切な方を守ることにもつながるため、現在の感染状況を踏まえると、できるだけ早い段階での接種をご検討いただきたいと考えている。

- 引き続き、政府としても、こうした情報を含め、国民の皆様が新型コロナワクチンの接種を判断するにあたり必要な情報を適切に提供してまいりたい。

(健康局予防接種担当参事官室)

